

旭川市介護保険住宅改修の手引きの改訂について

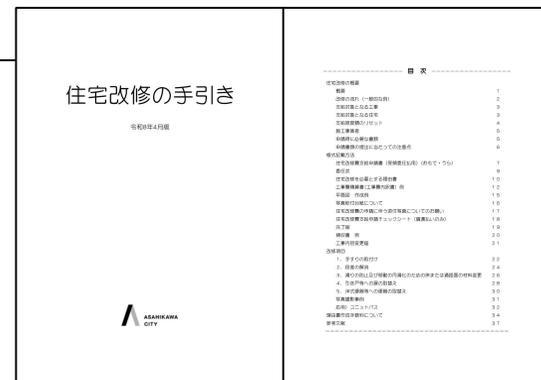


改訂の経緯

- 平成31年4月版を発行して以来、未改訂
- 申請書類の誤りや必要書類の添付漏れが散見
- 手引きに支給対象外と明記されている工事の申請も・・・

主な改訂のポイント

- 問合せや指摘事項が多いポイントについて整理
- Q & A の作成（今後も随時更新予定）
- 「工事内容変更届」の導入



その他の改訂

- ▶ 申請書類の保存期間や取下書の提出に基づく即時破棄について明記
- ▶ 「支給申請チェックシート」の導入（※）
※提出の義務付けは受領委任払制度取扱い登録事業者以外
- ▶ 3段階リセット早見表 など

住宅改修費の支給申請での注意点



指摘が多い事例

❗ 支給対象外である工事の申請

- ・家事をするためやりハビリ目的のもの
- ・趣味や仕事をするためのもの
- ・介護者の負担軽減のためのみに必要なもの

これらの工事は支給対象外！

❗ 申請書等に記載されている工事内容と「住宅改修を必要とする理由書」の相違

→施工事業者と入念な打ち合わせを！

❗ 「住宅改修を必要とする理由書」の記載不備

- ・入院（所）中である旨
- ・「福祉用具の利用状況」のチェック
- ・「①改善しようとしている生活動作」のチェック
- ・困難である生活動作について、身体状況等を踏まえた具体的に困難な状況の記述
- ・改修項目ごとに、必要箇所や形状、使用方法等の記述

手引きの3、7、10、11、22～23ページをご参照のうえ、申請をお願いします。

「工事内容変更届」について



事前申請の工事内容等から変更があった場合

これまでは・・・

支払内訳書や写真等に変更内容を記載するほか、変更の内容により顛末書を提出

令和8年4月以降

「介護保険住宅改修費工事内容変更届」を提出
(手引き 2 1 ページ参照)

- ▶ 変更の理由が工法上のものである場合
→ 施工業者が作成
- ▶ 変更の理由が上記以外の場合
→ 理由書を作成したケアマネジャー等の所属する事業所が作成

介護保険住宅改修費工事内容変更届

旭川市長 様

事業所名 _____
代表者職氏名 _____ 印
連絡先 _____

先に提出しました「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」につきまして、次のとおりその内容に変更が生じたので、次のとおり届出ます。

1 変更内容及び変更箇所

※見積書や平面図等の番号を示し、記載	
改修費用の変更	あり・なし

2 変更理由と経緯

※ケアマネジャー等による利用者の動作や安全性に支障がないかの確認の有無についても記載

3 再発防止策について

私の所有する家屋について、本書のとおり、変更を行うことについて、説明を受け、了承します。

年 月 日
(住宅所有者)
住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 (_____) _____

※変更が発覚した時点で、工事の施工を保留し、必ず介護保険課管理給付係へ連絡してください。